

山梨県新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスワクチンの接種を安心して受けられるよう、ワクチンの接種を受けた者が、副反応と思われる症状により休業を余儀なくされた際に、予算の範囲内で助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 助成金は、次の(1)から(4)までのすべてに該当する者に対して、交付するものとする。

- (1) 山梨県に住所を有する者であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたもの
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応と思われる症状により休業した者
- (4) 休業期間中、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない者

(助成額)

第3条 交付する助成金の額は、休業した日につき一日4,000円とする。

(助成対象日)

第4条 前条における休業した日とは、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち休業した日をいう。ただし、副反応と思われる症状が発生したことにより、接種を受けた日に予定されていた勤務を休業した場合は接種を受けた日及び翌日のうち休業した日とする。

(助成金交付申請書及び実績報告書)

第5条 この要綱により助成を受けようとする者は、助成の対象となる休業が終了した日以降から申請できるものとし、助成金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付して令和4年3月31日までに知事に申請を行うものとする。

(助成の決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により申請書及び実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 知事は、申請者が、偽りその他不正の手段により、助成金を受けたとき、助成金に過納若しくは誤納があったとき、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合は、当該助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る額を返還させることができるものとする。

(調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、申請者及び関係機関に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(書類の保管)

第9条 助成金に係る関係書類は、当該助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(制度の廃止)

第10条 知事は、社会情勢の変化等により本助成制度を廃止することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月14日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年5月17日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた者（山梨県に住所を有するものを除く。）に対する助成金の交付については、なお従前の例による。